

確定申告

確定申告会場のご案内

所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を、次のとおり開設します。

- ①開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)
(土・日曜日、祝日は開設しておりませんが、2月24日(月・振)および3月1日(日)に限り開設します。)
- ②開設時間 午前9時～午後5時
(受付終了時刻：午後4時)
(会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。)
- ③ところ 津島商工会議所(津島市立込町四丁目144番地)

開設期間中は、税務署では申告書の提出はできませんが、申告書作成指導は津島商工会議所にて行いますのでご了承ください。

【申告と納付の期限】

- ・所得税および贈与税
3月16日(月)
 - ・個人事業者の消費税
3月31日(火)
- 納税には、安全で便利な口座振替をご利用ください。

【電話での相談】

☎26-2161

※電話は自動音声で案内しています。ご用件に応じて次の番号を選択してください。

相談内容	番号
確定申告に関するご相談、申告書などの送付や相談会場に関するお問い合わせ	0
相続税、法人税、印紙税などのご相談	1
消費税の軽減税率制度についてのご質問	3

※開設時間は午前8時30分～午後5時となります(閉庁日を除く)。
※「0」番の選択は、3月16日(月)までとなります。
※納付のご相談など津島税務署へご用の方は「2」を選択してください。

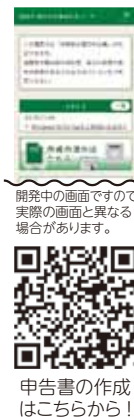
【申告書の提出先など】

津島税務署 〒496-8720
津島市良王町二丁目31番地の1
※所得税および復興特別所得税の確定申告の税務署への直送投函箱は総合社会教育センター1階 公民館ホールと市役所税務課窓口にて2月17日(月)から3月16日(月)まで設置しますのでご利用ください。

進化したスマート申告！
スマホ×確定申告
～ネクストステージ～

【スマホで見やすい専用画面】

1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業などの雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。



【e-Taxで手続き完結】

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。また、マイナンバーカード対応のスマートフォンなどをお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

※タブレット端末からもご利用できます。e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送などで提出できます。

【操作が分からない場合は「よくある質問」へ】

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困っ

たことなど、お問い合わせの多い質問を「確定申告書等作成コーナー」内の「よくある質問」に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、電話でお問い合わせすることが出来ます。※お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関するよくある質問を掲載していますのでご覧ください。また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、津島税務署へお問い合わせください。

【マイナンバーカードでできることって?】

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば本人確認書類の提示または写しの添付が不要です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

※マイナンバーカードの取得方法 郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。詳しくはマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請はこちらから！

弥富市申告会場にお越しの方へ

- ①総合社会教育センターの入口は、午前8時30分に開錠します。
- ②申告相談受付について、混雑状況によっては午前の受付時間中に来場されても午後の相談になる場合がありますのでご了承ください。お急ぎの方は、税務署申告会場(津島商工会議所)をご利用ください。
- ③開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)
(土・日曜日、休日は除く)
- ④開設時間 午前の受付：午前8時45分～11時
午後の受付：午後1時～4時
- ⑤ところ 総合社会教育センター
(弥富市前ヶ須町野方802番地20)

弥富市申告会場での
税理士による無料相談日

総合社会教育センター 1階 公民館ホールにて行います。

日程	相談(受付)時間	
	午前	午後
2月17日(月)		
18日(火)		
19日(水)		
20日(木)		
21日(金)	9:30 ～ 11:00	13:00 ～ 15:30
25日(火)		
26日(水)		
27日(木)		
28日(金)		

▼対象

給与所得者、年金受給者の方、および事業所得、不動産所得または年金以外の雑所得を有する方のうち、平成30年の所得金額(専従者控除前または青色特典控除前)が三百万円以下の方
※譲渡所得などがある方や相続税・贈与税を除く

確定申告に関するお知らせは
広報やとみ1月号も
ご覧ください



令和2年度市ホームページバナー広告募集

ホームページをお持ちの事業主の皆さん！
市ホームページに
バナー広告を掲載しませんか？

- ▼掲載場所 トップページ下段
- ▼募集枠 15枠(1枠あたり縦50ピクセル、横160ピクセル)
- ▼掲載期間
1か月単位(同年度内での連続掲載は最大12か月)
※土・日曜日、祝日などにより1か月の掲載日数は異なります。
- ▼掲載料 月額 5,000円(税込)
12か月連続掲載の場合 50,000円(税込)
詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎市役所秘書広報課(内線 228)
HP <http://www.city.yatomi.lg.jp/shisei/1000645/1000729/1000731.html>



広告掲載欄

掲載イメージ